

第63回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年7月30日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）

開催場所

横浜市港北区新横浜三丁目6番15号

新横浜グレイスホテル3階「グレイス」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

書面による議決権行使期限

2026年7月29日（水）午後5時30分到着分まで

証券コード 3361
2026年7月10日
(電子提供措置の開始日2026年7月8日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番21号

株式会社 トーエル
代表取締役社長 横 田 孝 治

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト

<https://www.toell.co.jp/ir/shareholders.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

●東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年7月29日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2026年7月30日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分） |
| 2. 場 所 | 横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 3階「グレイス」
<small>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small> |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第63期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、当社では、株主総会資料の郵送は、2026年4月30日までに書面交付請求いただいた株主様に限らせていただいております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
次回以降の総会で郵送による株主総会資料の送付をご希望される株主様は、お取引の証券会社又は三菱UFJ信託銀行（電子提供制度専用ダイヤル0120-696-505／受付時間：土・日・祝日等を除く平日9：00～17：00）までお申し出ください。
 5. 書面交付請求をされていない株主様には、利便性を鑑み、お手元でも決議事項の要点をご確認いただけるよう、電子提供措置事項のうち株主総会参考書類もあわせてご送付しております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	中 田 み ち (女性)	代表取締役会長 C E O	再任
2	横 田 孝 治 (男性)	代表取締役社長 執行役員	再任
3	後 藤 まこと (男性)	取締役副社長 執行役員 営業本部長	再任
4	むろ こし よし かず (男性)	専務取締役 執行役員	再任
5	しき じ あきら (男性)	専務取締役 執行役員 供給本部長	再任
6	しぶ や なる とし (男性)	常務取締役 執行役員 営業本部副本部長	再任
7	まき の こう どう (男性)	取締役 執行役員 ウォーター業務本部長	再任
8	や ひろ とし ゆき (男性)	取締役 執行役員 L P G 保安・工事本部長 兼 内部統制委員会委員長	再任

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1	なか たち み ち (1965年2月5日生) 再任	1986年4月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 1996年6月 当社取締役 2001年7月 当社常務取締役 2006年6月 当社専務取締役 専務執行役員 2010年7月 当社代表取締役社長ＣＯＯ 2013年5月 公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会 副会長 2013年12月 一般社団法人日本宅配水＆サーバー協会 代表理事 2017年5月 当社執行役員 2018年7月 当社代表取締役会長ＣＥＯ（現任） 2023年12月 日本レストランデリバリー株式会社 取締役（現任） Ｔ＆Ｎネットサービス株式会社 取締役（現任） Ｔ＆Ｎアグリ株式会社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本レストランデリバリー株式会社 取締役 Ｔ＆Ｎネットサービス株式会社 取締役 Ｔ＆Ｎアグリ株式会社 取締役	1,513,480株
（取締役候補者とした理由） 中田みち氏は、1986年入社以来、経理財務部門や大口顧客の開拓等営業を中心に、当社グループの経営全般に携わってまいりました。2010年7月に代表取締役社長ＣＯＯに就任、2018年7月からは代表取締役会長ＣＥＯとして強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を牽引しております。また、業界団体である神奈川県ＬＰガス協会の副会長や日本宅配水＆サーバー協会の初代表理事を務めたほか、2023年より経済産業省における液化石油ガス流通ワーキンググループに委員として参画しております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。			
2	よこ たち こう じ (1967年1月30日生) 再任	1992年10月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 2006年6月 当社執行役員 2007年7月 当社取締役 2009年5月 当社常務取締役 常務執行役員 2010年7月 当社専務取締役 専務執行役員 2016年7月 当社取締役副社長 副社長執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年5月 当社ウォーター製造・物流本部長 2018年7月 当社代表取締役社長（現任） 2019年5月 Ｔ＆Ｎアグリ株式会社 取締役（現任） 2020年7月 当社管理本部長 2021年5月 当社製造本部長 （重要な兼職の状況） Ｔ＆Ｎアグリ株式会社 取締役	83,500株
（取締役候補者とした理由） 横田孝治氏は、1992年入社以来、厚木工場長等エネルギー事業の主要部門やウォーター事業の製造部門を牽引し、2018年7月からは代表取締役社長として業務執行の指揮を執っております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
3	ごとう まこと 後 藤 真 (1962年7月10日生) 再任	2013年5月 当社入社 執行役員 2014年2月 当社営業本部 L P G営業部長 2014年7月 当社取締役 2015年5月 当社常務取締役 常務執行役員 2016年7月 当社専務取締役 専務執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年7月 当社取締役副社長（現任） 2019年5月 当社営業本部長（現任）	70,300株
		(取締役候補者とした理由) 後藤真氏は、永年にわたるエネルギー業界での経験を有し、競争の激しいエネルギー事業部門において当社の顧客拡大を図ってまいりました。2019年5月からは当社事業の営業部門を牽引する総責任者として業務執行を行っております。その豊富な経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
4	むろこし よし かず 室 越 義 和 (1952年8月1日生) 再任	1986年11月 東京興発株式会社（現トーエルシステム株式会社）入社 2001年8月 当社入社 2008年5月 当社執行役員 2009年7月 当社取締役 2009年11月 当社 L P G製造管理部門保安部長 2013年7月 当社常務取締役 常務執行役員 2017年5月 当社執行役員（現任） 2018年5月 当社 L P G保安本部長 2018年7月 当社専務取締役（現任） 2021年5月 当社 L P G保安・工事本部長	36,800株
		(取締役候補者とした理由) 室越義和氏は、永年にわたりエネルギー事業における保安部門の責任者として、当社の保安体制の構築に大きく貢献してまいりました。その豊富な経験と専門性及び知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
5	しきじ あきら 敷 地 晃 (1973年11月13日生) 再任	1997年7月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 2008年9月 当社執行役員 2010年7月 当社ウォーター部門 生産品質管理部長 2010年9月 当社管理部門 調達部長 2018年5月 当社供給本部長（現任） 2018年7月 当社上席執行役員 2022年7月 当社取締役 執行役員 2025年7月 当社専務取締役 執行役員（現任）	68,300株
		(取締役候補者とした理由) 敷地晃氏は、1997年入社以来、エネルギー事業における L P ガス設備工事及び物流業務に従事し豊富な経験と知識を有しております。ウォーター事業では海外拠点米国ハワイ州において責任者としてウォーターの生産品質管理、生産工場の建設準備に携わり、2018年5月からは当社の全ての仕入管理業務を担う供給部門の責任者として業務執行を行っております。その幅広い経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
6	し ぶ や なる とし 渋谷 成 寿 (1974年 1月23日生) 再任	1996年 4 月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 2010年 2 月 当社執行役員 2010年 7 月 当社製造物流部門製造部長 2012年 7 月 当社取締役 2019年 5 月 当社 L P G業務本部長 兼 営業本部副本部長 2025年 7 月 当社常務取締役 執行役員（現任） 2026年 5 月 当社営業本部副本部長（現任）	21,000株
		(取締役候補者とした理由) 渋谷成寿氏は、永年にわたりエネルギー事業における製造及び業務部門に従事し、L P ガス業務部門を牽引する責任者として豊富な経験と知識を有しております。また、営業本部の副本部長として同部門の強化に貢献しております。その経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値の向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者となりました。	
7	まき の こう どう 牧 野 宏 道 (1967年 7月25日生) 再任	2021年 6 月 当社入社 I Tシステム室 理事 2021年 7 月 当社執行役員 2022年 7 月 当社上席執行役員 2024年 5 月 当社ウォーター業務本部長（現任） 2024年 7 月 当社取締役 執行役員（現任）	3,600株
		(取締役候補者とした理由) 牧野宏道氏は、大手金融機関にて企画・リスク管理業務に従事するなど豊富な業務経験と知識を有しております。また、当社情報システム部門のリーダーとして新基幹システム開発プロジェクトに携わり事業全般にわたる業務改革を推進、2024年 5 月からはウォーター業務部門を牽引する責任者として業務執行を行っております。その経験と知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者となりました。	
8	や ひろ とし ゆき 八 尋 敏 行 (1960年 8月30日生) 再任	1995年 3 月 当社入社 2007年 7 月 当社執行役員 2015年 5 月 当社保安・設備本部副本部長 2017年 5 月 当社上席執行役員 2018年 5 月 当社エンジニアリング本部長 2018年 7 月 当社取締役 執行役員（現任） 当社内部統制委員会委員長（現任） 2021年 5 月 当社 L P G保安・工事本部副本部長 2026年 5 月 当社 L P G保安・工事本部長（現任）	18,500株
		(取締役候補者とした理由) 八尋敏行氏は、1995年入社以来、エネルギー事業における L P ガス供給設備の設計工事及び保安業務に従事、豊富な経験と知識を有しており、L P G保安・工事本部の副本部長として同部門の強化に貢献しております。その経験と専門性及び知見を活かし、取締役の役割を果たすことにより、当社の企業価値向上に繋がると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。被保険者の保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	稲 永 昌 也 いな なが まさ や	取締役 監査等委員	☐ 再任
2	谷 口 五 月 たに ぐち さ つき	社外取締役 監査等委員	☐ 再任 ☒ 社外 ☐ 独立役員
3	加 藤 庸 之 か とう つね ゆき	—	☐ 新任 ☒ 社外 ☐ 独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	稲 永 昌 也 いな なが まさ や (1967年10月31日生) ☐ 再任	1992年12月 東京エルピー瓦斯株式会社（現当社）入社 1996年 6 月 当社取締役 2007年 7 月 当社常務取締役 2012年 5 月 当社事業部門 L P G 営業部長 2014年 7 月 当社管理本部副本部長 2016年 7 月 当社専務取締役 専務執行役員 当社内部統制委員会委員長 2017年 5 月 当社執行役員 当社業務本部長 2018年 7 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年 5 月 T & N ネットサービス株式会社 監査役（現任） T & N アグリ株式会社 監査役（現任） （重要な兼職の状況） T & N ネットサービス株式会社 監査役 T & N アグリ株式会社 監査役	345,680株
（取締役候補者とした理由） 稲永昌也氏は、エネルギー事業やウォーター事業の営業部門、管理部門において永年にわたり当社の事業推進に携わるとともに、内部統制委員会委員長として当社グループ全体の内部統制強化を推進してまいりました。2018年7月からは監査等委員である取締役としてその役割・責務を適切に果たしております。今後もその豊富な経験と知見を当社取締役会の監査・監督機能強化に活かしていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
2	なに ぐち さつき 谷 口 五 月 (1960年5月25日生) 再任 社外 独立役員	1993年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 平野法律事務所入所 1999年 4 月 谷口法律事務所入所 2004年 4 月 平野・谷口法律事務所入所（現任） 2012年 7 月 当社社外取締役 2016年 7 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 平野・谷口法律事務所 弁護士	4,500株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 谷口五月氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その専門的知見から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言及び提言を行っております。今後も弁護士としての専門的な知見を当社取締役会の監査・監督機能強化に活かしていただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			
3	かとう つねゆき 加 藤 庸 之 (1962年9月2日生) 新任 社外 独立役員	1986年 4 月 通産省（現 経済産業省）入省 2015年10月 国土交通省観光庁観光地域振興部部長 2017年 8 月 経済産業省大臣官房付 退官 2017年12月 太陽石油株式会社入社（顧問・執行役員） 2022年 3 月 同社 退職 2022年 7 月 全国石油商業組合連合会入会 （顧問、副会長・専務理事） 2026年 6 月 全国石油商業組合連合会顧問（現任） 2026年 7 月 株式会社野村総合研究所入社 未来創発センター付顧問（現任）	0株
（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 加藤庸之氏は、経済産業省や環境省など、多岐にわたる国の行政機関において要職を歴任され、大局的な視点からの組織統括経験と高いコンプライアンス意識を有しております。同氏の持つ豊富な行政経験と深い見識は、当社の持続的な成長とガバナンス体制の強化に有益であると判断し、取締役候補者としてしました。			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷口五月氏及び加藤庸之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 谷口五月氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって14年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社と谷口五月氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同様の内容の契約を継続する予定であります。また加藤庸之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。被保険者の保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、谷口五月氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、加藤庸之氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

<ご参考>取締役のスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりです。

氏 名	地 位（予定）	企業経営	営業・ マーケ ティング	生産・技術	財務・会計	法務・ コンプライ アンス・ リスクマネ ジメント	人事・労務	ESG・ サステナ ビリティ
中 田 み ち	代表取締役会長CEO	●	●		●	●	●	●
横 田 孝 治	代表取締役社長	●		●	●			
後 藤 真	取締役副社長		●					●
室 越 義 和	専務取締役			●		●		
敷 地 晃	専務取締役			●				●
渋谷 成 寿	常務取締役		●	●				
牧 野 宏 道	取締役		●			●		
八 尋 敏 行	取締役			●		●		
稲 永 昌 也	取締役 (常勤監査等委員)					●	●	
谷 口 五 月	社外取締役 (監査等委員)					●	●	
加 藤 庸 之	社外取締役 (監査等委員)					●		●

※上記一覧表は、各氏の有する全てのスキルを表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年7月30日開催の第61回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された佃博氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本選任に関しましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
佃 博 (1945年6月9日生) ■ 社外	1965年4月 垣見油化株式会社入社 1971年12月 東亜産業株式会社設立 代表取締役社長 2005年6月 東亜産業株式会社 代表取締役社長退任	63,200株
(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 佃博氏は、L P ガス業界において長年にわたる経営者としての経験と知識を有しております。その豊富な経験と知見を当社取締役会の監査・監督機能強化に活かしていただくことを期待し、同氏を引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佃博氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佃博氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。佃博氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

事業報告

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、景気は緩やかな回復傾向で推移いたしました。しかしながら、米国の関税政策を巡る先行き不透明感や中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の高騰、およびそれらに起因する物価上昇の影響が続いております。

このような環境の下、エネルギー事業においては、LPGガスの商慣行是正に向けた改正省令が全面施行された中、当社は引き続き公正な判断に基づく適正な価格での安定供給をお客さまに提供するとともに、新規顧客開拓を推進し利益の確保に努めました。また、災害時の復旧性に優れたLPGガス設備を積極的に提案するなど、持続的な事業基盤の確立を着実に進めました。ウォーター事業においては、拡大するウォーター需要に備え、安定稼働を維持するための管理体制強化を進めております。また、高品質な天然の原水をコンセプトとした自社ブランドの認知度をより一層高めるため、差別化戦略を徹底し拡販に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,039百万円(前連結会計年度比1.3%減)、営業利益は1,982百万円(前連結会計年度比2.4%増)、経常利益は2,455百万円(前連結会計年度比8.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,612百万円(前連結会計年度比91.6%増)となりました。

売上高

27,039百万円 前期比
△1.3%

営業利益

1,982百万円 前期比
+2.4%

経常利益

2,455百万円 前期比
+8.4%

親会社株主に帰属する
当期純利益

1,612百万円 前期比
+91.6%

セグメントごとの経営成績は次の通りです。

イ. エネルギー事業

卸・総合管理取引の増加、「TOEL」ライフラインパッケージ」のセット割キャンペーンの活動強化により顧客数を伸ばしたことで、販売数量は前連結会計年度を上回りました。さらに冬場の平均気温の低下の影響により単位消費量も増加いたしました。しかしながら、通期でのLPガス輸入価格が前連結会計年度を下回ったことによる販売価格の低下により減収となりました。利益面につきましては、安全性や業務効率向上のためのLPガス用超音波メーター設置の推進、物流強化のための大型タンクローリー取得による減価償却費の増加等、将来を見据えた投資に伴うコスト増加がありましたが、営業強化による顧客件数増加により増益となりました。

小売業界におけるお客さまの争奪戦は激しさを増している状況です。当社はこの過当競争を勝ち抜くため、独自の物流システムによるコスト削減などで適正且つ業界平均と比べ低廉な価格での販売に努めると共に、自社配送の利点を生かしたお客さまとのリレーションシップ強化等により事業基盤の拡大に努めております。また、災害時の電力確保が可能な電源自立型GHP（ガスヒートポンプ）エアコンやLPガス非常用発電機の提案を強化することで更なる事業基盤の強化を推進いたしました。

この結果、売上高は20,279百万円（前連結会計年度比1.8%減）、管理部門経費配賦前のセグメント利益は2,169百万円（前連結会計年度比8.1%増）となりました。

ロ. ウォーター事業

ＯＥＭの販売本数は減少したものの、直販部門での顧客開拓が進んだことにより、売上高は前連結会計年度比で微増となりました。利益面につきましては、人件費をはじめとする物流コストの上昇、部材の高騰、新規顧客獲得のための広告宣伝費の増加等により減益となりました。

ボトルウォーター市場は、より美味しい水を求めるお客さまの増加や首都圏を中心とした高層マンションの増加に伴う宅配ニーズの拡大を背景に、堅調に推移しております。このような事業環境の下、当社は高品質な天然の原水をブランドコンセプトとしたピュアウォーターの「アルピナ」「Pure Hawaiian」、北アルプスの天然水そのものをボトリングした「信濃湧水」という３つのブランドを展開、リターナブル、ワンウェイ２種類のウォーターサーバー専用ボトルを取り揃えるなど差別化を図り、多種多様な広告媒体の活用により商品の認知度向上に努め、新規受注につなげてまいりました。また、エネルギー事業と連携した「ＴＯＥＬＬライフラインパッケージ」の販売強化による顧客取引拡大を進めると共に、当社の強みである自社配送によりサービス向上にも努めてまいりました。更にOahu Factory（ハワイ工場）では持ち運びに便利な「Pure Hawaiian」のミニボトルを製造し、インターネットによる通販を中心に国内販売を強化しております。本商品は複数の大手航空会社ハワイ便の機内用飲料水としてもご採用いただいております。ハワイに高い関心をお持ちの方々をターゲットに商品の認知度向上を図り、販売数量の増加及び新規顧客獲得につなげてまいります。

この結果、売上高は6,759百万円（前連結会計年度比0.2%増）、管理部門経費配賦前のセグメント利益は1,219百万円（前連結会計年度比9.0%減）となりました。



② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、エネルギー事業・ウォーター事業を中心に1,012百万円の設備投資を実施しました。

エネルギー事業においては安定供給と営業強化を目的として、L P ガス供給設備新設等に591百万円の設備投資を実施し、ウォーター事業ではウォーターサーバー等に265百万円の設備投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 60 期	2023年度 第 61 期	2024年度 第 62 期	2025年度 第 63 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	27,871	27,102	27,388	27,039
経 常 利 益 (百万円)	2,452	2,865	2,265	2,455
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,586	2,178	841	1,612
1株当たり当期純利益 (円)	78.27	107.39	43.42	85.95
総 資 産 (百万円)	26,950	27,986	26,934	28,597
純 資 産 (百万円)	19,301	21,399	20,537	21,960

(3) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ト ー エ ル シ ス テ ム (株)	10,000千円	100%	情報システム開発及び運用、不動産管理運営
L P G 物 流 (株)	10,000千円	100%	L P ガス容器再検査業務、容器管理、運送事業
ア ル プ ス ウ ォ ー タ ー (株)	50,000千円	100%	国産ウォーターの製造
TOELL U.S.A. CORPORATION	1,191,203千円	99% (33)	ハワイ産ピュアウォーターの製造
(株) T O M	10,000千円	100%	コールセンター業務、事務業務の受託

(注) 出資比率の () は、間接所有割合であります。

(4) 対処すべき課題

米国の関税政策を巡る先行き不透明感や中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の高騰、およびそれらに起因する物価上昇の影響が続くものと予想されます。

このような環境の中、当社は引き続き物流事業での競争力を成長戦略の中心に置き、大型タンクローリーの導入等により物流密度の向上と一層の効率化を図ります。また、製造から物流・小売りまでが一貫した供給体制が構築されている強みを生かし、多様なニーズに対応するライフライン事業者として更なるサービスの充実を図ってまいります。

エネルギー事業については、適正な販売価格を設定することにより、利益確保に努めます。また、人口減少に伴う世帯数の減少や省エネ機器の普及等によるガス需要の伸び悩み、或いは業界内の過当販売競争といった厳しい事業環境の中、創業以来取り組んできました独自の物流システムを強みとして生かし、卸・総合管理取引獲得の強化、ガス、水、電気、通信をパッケージ化した「TOELLライフラインパッケージ」を強力に拡販することで、顧客取引拡大に注力してまいります。

ウォーター事業についても、自社配送という強みを生かし、「TOELLライフラインパッケージ」の営業を引き続き注力してまいります。また、「高品質な天然原水」と「競争力のある価格」をキーワードとするブランディング戦略を継続することで、一層の差別化を図るために多種多様な広告媒体を活用し、顧客数を増やしてまいります。一方で、広告宣伝費の増加や設備投資に伴う減価償却費の計上等により、コスト負担が増加する見込みとなっております。

人材の確保・育成については、引き続き新卒採用から通年採用まで門戸を広げ、優秀な人材の確保に努めてまいります。LPガスの保安サービスや設備機器点検はシニア層にとっても長く活躍できる業務であり、未経験者でも活躍できるよう社内トレーニングセンターを活用した積極的な採用と育成を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の事業展開構想に対してご理解を賜りますと共に、今後も変わらぬご支援をお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

- ① LPガスの製造及び販売
- ② 清涼飲料水の製造及び販売

(6) 主要な営業所及び工場（2026年4月30日現在）

① 当社

本	社	神奈川県横浜市港北区	
工	場	厚木第1工場（L P ガス充填工場）	： 神奈川県厚木市
		厚木第2工場（L P ガス充填工場）	： 神奈川県厚木市
		厚木第3工場（L P ガス容器再検査工場）	： 神奈川県厚木市
		バルク工場	： 神奈川県厚木市
		土浦工場（L P ガス充填工場）	： 茨城県土浦市
		京浜サーバーメンテナンス工場	： 横浜市港北区
		横浜サーバーメンテナンス工場	： 横浜市港北区
		グリーンファーム	： 神奈川県厚木市
営業所	営業本部	： 横浜市港北区	
	横浜営業所	： 横浜市港北区	
	厚木営業所	： 神奈川県厚木市	
	湘南営業所	： 神奈川県綾瀬市	
	西東京営業所	： 東京都羽村市	
	多摩営業所	： 東京都国立市	
	南埼玉営業所	： 埼玉県白岡市	
	川越営業所	： 埼玉県川越市	
	茨城営業所	： 茨城県土浦市	
	三郷営業所	： 埼玉県三郷市	
	保土ヶ谷緊急センター	： 横浜市保土ヶ谷区	
	横浜南緊急センター	： 横浜市金沢区	
	北埼玉緊急センター	： 埼玉県加須市	
	横浜オートスタンド	： 横浜市港北区	
	厚木オートスタンド	： 神奈川県厚木市	
	埼玉オートスタンド	： 埼玉県白岡市	
	土浦オートスタンド	： 茨城県土浦市	
	工事部	： 横浜市港北区	
	杉戸配送センター	： 埼玉県杉戸町	
	ウォーター業務部	： 横浜市港北区	
	京浜ハブヤード	： 横浜市港北区	
	横浜ロジテム	： 横浜市港北区	
	保土ヶ谷ストックヤード	： 横浜市保土ヶ谷区	
	厚木ストックヤード	： 神奈川県厚木市	
	湘南ストックヤード	： 神奈川県綾瀬市	
	西東京ストックヤード	： 東京都羽村市	
	多摩ストックヤード	： 東京都国立市	
	埼玉ストックヤード	： 埼玉県白岡市	
	杉戸ストックヤード	： 埼玉県杉戸町	
	加須ストックヤード	： 埼玉県加須市	
	川越ストックヤード	： 埼玉県川越市	
	茨城ストックヤード	： 茨城県土浦市	
	富里ストックヤード	： 千葉県富里市	
	鳥浜ストックヤード	： 横浜市金沢区	
	入間ストックヤード	： 埼玉県入間市	
	三郷ストックヤード	： 埼玉県三郷市	

② 子会社

子 会 社	トールシステム(株) L P G物流(株) アルプスウォーター(株) TOELL U.S.A. CORPORATION (株)TOM	: 横浜市港北区 : 神奈川県厚木市 : 長野県大町市 : 米国ハワイ州 : 東京都羽村市
工 場 (アルプスウォーター(株)) (TOELL U.S.A. CORPORATION)	アルピナ北アルプス第1工場 アルピナ北アルプス第2工場 アルピナ北アルプス第3工場 オアフファクトリー	: 長野県大町市 : 長野県大町市 : 長野県大町市 : 米国ハワイ州

③ 関連会社

関 連 会 社	T & Nネットサービス(株) T & Nアグリ(株)	: 東京都渋谷区 : 東京都渋谷区
工 場 (T & N ア グ リ (株))	鳥浜グリーンファーム	: 横浜市金沢区

(7) 使用人の状況 (2026年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
エネルギー事業	208名 (78 名)	5名増 (6名減)
ウォーター事業	199名 (91 名)	2名減 (3名増)
全社 (共通)	43名 (14 名)	－ (4名増)
合 計	450名 (183名)	3名増 (1名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名 (99名)	3名増 (2名増)	45.2歳	13.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年4月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,884,440株
- ③ 株主数 3,523名
- ④ 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 M O N Y	2,228,700株	11.90%
株 式 会 社 ミ ナ ッ ク ス	1,559,800	8.33
中 田 み ち	1,513,480	8.08
敷 地 み か	1,038,108	5.54
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	999,700	5.33
岩 谷 産 業 株 式 会 社	860,000	4.59
稲 永 紀	766,892	4.09
一 般 財 団 法 人 稲 永 修 記 念 財 団	588,000	3.14
ト ー エ ル 取 引 先 持 株 会	413,900	2.21
日 下 み な	401,280	2.14

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,160,514株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	41,400株	8名
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	1,900株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役）	800株	2名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	中 田 み ち	日本レストランデリバリー(株) 取締役 T&Nネットサービス(株) 取締役 T&Nアグリ(株) 取締役
代表取締役社長	横 田 孝 治	執行役員 製造本部長 T&Nアグリ(株) 取締役
取締役副社長	後 藤 真	執行役員 営業本部長
専務取締役	室 越 義 和	執行役員 LPG保安・工事本部長
専務取締役	敷 地 晃	執行役員 供給本部長
常務取締役	渋谷 成 寿	執行役員 LPG業務本部長 兼 営業本部副本部長
取締役	牧 野 宏 道	執行役員 ウォーター業務本部長
取締役	八 尋 敏 行	執行役員 LPG保安・工事本部副本部長 兼 内部統制委員会委員長
取締役 常勤監査等委員	稲 永 昌 也	T&Nネットサービス(株) 監査役 T&Nアグリ(株) 監査役
取締役 監査等委員	谷 口 五 月	平野・谷口法律事務所 弁護士
取締役 監査等委員	枝 村 和 道	枝村和道税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）谷口五月及び枝村和道の両氏は、社外取締役であります。
 なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）枝村和道氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、稲永昌也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役笹山和則氏は、2025年7月30日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とすること、及び各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（非常勤取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成し、非常勤取締役の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成するものとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、支払方法は年額を12等分して毎月支給するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績等に基づき支給する金銭報酬とし、各取締役の役職、貢献度等に応じて算出した額を賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、割当てる株式数は、役位、在任年数等を勘案して決定するものとし、原則毎年一定の時期に付与するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（非常勤取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」「業績連動金銭報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成し、非常勤取締役の報酬等は、「基本報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成する。これらの支給割合は、基本報酬の水準と安定性を基本に据えながら、役位、職責及び業績等を総合的に勘案して設定するものとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とし、取締役の助言を得たうえで代表取締役が決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

なお、譲渡制限付株式報酬は、代表取締役が報酬案を作成し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年7月27日開催の第54回定時株主総会において年額800百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2020年7月30日開催の第57回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額100百万円以内、株式数の上限を年130,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2016年7月28日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。また、上記の金銭報酬とは別枠にて、2018年7月27日開催の第55回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額5百万円以内、株式数の上限を年5,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長ＣＥＯ中田みち及び代表取締役社長執行役員横田孝治の協議により個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体を取り巻く環境、経営状況等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役会から委任を受けた代表取締役2名が個人別の報酬等の額を決定するに際して

は、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点で他の取締役の助言を得ていることから、当社の取締役会は報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	267,793 (-)	195,384 (-)	39,100 (-)	33,309 (-)	9 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	30,084 (7,856)	25,200 (7,200)	2,700 (-)	2,184 (656)	3 (2)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当期中に費用計上した額を記載しております。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。

当該報酬については各事業年度の業績（当社全体での利益水準等）を算定の基礎としており、当該業績指標を選定した理由は、当期の業務執行の成果を図ることができると判断したためであります。なお、算定に用いた各事業年度の業績は、1.（2）企業集団の財産及び損益の状況の推移（16頁）に記載のとおりであります。

ヘ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。当該株式報酬は原則毎年一定の時期に支給し、譲渡制限の解除につきましては割当日から40年間経過、または退任時としております。なお、譲渡制限期間満了前に正当な事由なく当社の一定の地位から退任等した場合は、原則として当社が無償取得するものとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役 監査等委員	谷 口 五 月	平野・谷口法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
取 締 役 監査等委員	枝 村 和 道	枝村和道税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 監査等委員	谷 口 五 月	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、また、監査等委員会6回全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 監査等委員	枝 村 和 道	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、また、監査等委員会6回全てに出席いたしました。 税理士としての豊富な知識・経験に基づき、幅広い見地から経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 A & A パートナーズ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容及び会計監査人の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「経営理念」の浸透と法令遵守の徹底を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制に係る規程を整備するとともに、当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括・管理の上、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに「文書規程」「情報リスク管理規程」に則り、各業務担当部署又は管理本部において適正に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社にリスク管理委員会を設置し、当社グループの経営にかかわるリスクを体系的に把握しそのリスクの評価を行う。
- ・「リスク管理規程」を定め、当社グループにおいて重大な事態が発生した場合の損害を最小限にとどめるための対策・手順を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ・「経営会議規程」に基づき、取締役会から委任を受けた重要な事項については、すべての監査等委員でない取締役及び常勤の監査等委員である取締役（オブザーバー）が出席する経営会議において迅速・果断な意思決定を行う。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行を効率的に行うため、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において各々の職務及びその職務執行手段を定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全社員の行動規範として定めた「トール倫理指針」を周知徹底し、コンプライアンス教育・啓発を実施する。
- ・内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、監査等委員会に対しその結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善状況についても追跡監査を行う。
- ・公益通報制度を踏まえたグループ内相談窓口の責任者を取締役の中から任命し、コンプライアンス逸脱行為防止に向けた体制を整備する。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団として「トーエル経営理念」並びに行動規範としての「トーエル倫理指針」を共有し、コンプライアンスやリスク管理などの理念の統一を保つ。
 - ・当社が一括して連結子会社の経理業務と人事業務における事務作業を代行処理し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業との連携を図る所管部署を設置するとともに、グループ企業に対し重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務付ける。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を円滑に遂行するため、その職務を補助する直轄の組織として内部監査室を設置し、専任の使用人を配置する。当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人の人事異動・人事評価等については、監査等委員会の意見を斟酌するものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、又は当該取締役、使用人等による法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときは監査等委員会に直ちに報告する。
 - ・当社及び子会社の取締役、使用人等は、監査等委員会から報告を求められた場合には速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・「内部通報および通報者保護管理規程」に基づき、監査等委員会へ報告をした者に対し当該報告をしたことを理由としていかなる不利益扱いも行わず、当該報告者に対し不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を科すことができる。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
 - ・ 取締役及び取締役会は監査等委員会による情報収集、監査等委員会監査に協力し、積極的な意思疎通を図る。
 - ・ 取締役会は監査等委員会が必要な場合には、専門家（弁護士、税理士、公認会計士等）と意思疎通を図るなど、監査等委員会の円滑な監査活動のための体制を整える。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、「倫理規程」及び「反社会的勢力排除規程」に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、その係わりを一切持たないものとする。
 - ・ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
 - （i）反社会的勢力への対応については、最高責任者を管理本部長、不当要求防止統括責任者を総務人事部長とし、不当要求防止統括責任者はすべての不当要求対応窓口としてその対応を行う。
 - （ii）総務人事部に反社会的勢力排除に精通した経験者を社員として受け入れ、情報収集・管理に努めるとともに、外部の専門機関（警察、弁護士等）との連携強化を図る。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について）

当社では、前記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンス体制について

「倫理規程」「トーエル倫理指針」及び「コンプライアンス管理規程」を定め、社内掲示板や会議体を通じてグループ全役職員への周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上に努めております。当事業年度はコンプライアンス委員会を2回開催し、当社グループのコンプライアンス上の諸問題への対応を行っております。

「内部通報および通報者保護管理規程」に基づき相談窓口を設置し、法令違反・不正行為の早期発見、是正のための体制を整備して運用しております。

反社会的勢力との関わりが疑われる場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき迅速かつ適切な対応を図れるよう社内体制を整備しております。また、必要に応じて外部の専門機関との協力体制も整備しております。

② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会が当社グループの経営に関わるリスクの把握に努め適切に対応しております。当事業年度はリスク管理委員会を2回開催し、適宜リスクの評価、見直しを行っております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令又は定款に定められた事項及びその他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、当社はすべての監査等委員でない取締役及び常勤の監査等委員である取締役（オブザーバー）が出席する経営会議を毎月1回開催し、取締役会に付議する業務執行事項を事前に審議するとともに、取締役会から委任を受けた重要事項について審議・決定しております。

「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」を定め、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を明確化し、取締役会の決定に基づく業務執行の効率化を図っております。

④ 内部監査の実施について

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。当事業年度は年間の監査計画に基づき当社及びグループ企業の内部監査を実施し、監査結果を監査等委員会へ報告しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を6回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき取締役の業務執行に関する監査を行っております。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果を受け、監査上の問題点等を共有する他、定期的に会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

また、取締役会にはすべての監査等委員が出席する他、常勤の監査等委員は社内の重要会議に出席し、経営全般にわたる状況把握に努め、取締役の職務執行状況について監査・監督しております。

⑥ 子会社管理体制について

「関係会社管理規程」に基づき、各子会社の経理及び人事関連業務を当社が代行処理する他、重要事項の事前承認及び定期的な経営情報の報告を義務づけ、業務の適正を確保しております。また、内部監査室は監査計画に基づき、各子会社の内部監査を実施しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけております。会社の利益配分に関する基本方針といたしましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用いつつ、株主の皆様へ安定的な配当を実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2026年6月24日開催の取締役会決議により、1株当たり23円（普通配当23円）とし、配当金の支払開始日（効力発生日）は2026年7月13日とさせていただく予定です。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,069,042	流 動 負 債	5,262,153
現 金 及 び 預 金	6,488,790	買 掛 金	2,349,079
電 子 記 録 債 権	36,972	リ ー ス 債 務	287,797
売 掛 金	4,273,587	未 払 法 人 税 等	655,491
商 品 及 び 製 品	1,355,114	賞 与 引 当 金	225,692
仕 掛 品	7,728	役 員 賞 与 引 当 金	41,800
貯 蔵 品	497,192	そ の 他	1,702,291
そ の 他 金	417,674		
貸 倒 引 当 金	△8,018		
固 定 資 産	15,528,694	固 定 負 債	1,374,772
有 形 固 定 資 産	12,627,897	長 期 未 払 金	157,059
建 物 及 び 構 築 物	3,575,011	リ ー ス 債 務	482,045
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,262,883	繰 延 税 金 負 債	7,732
工 具、器 具 及 び 備 品	430,239	退 職 給 付 に 係 る 負 債	551,764
土 地	6,359,408	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,944
リ ー ス 資 産	815,973	資 産 除 去 債 務	157,290
建 設 仮 勘 定	184,380	そ の 他	11,935
無 形 固 定 資 産	734,343	負 債 合 計	6,636,925
営 業 権	11,830	純 資 産 の 部	
そ の 他	722,513	株 主 資 本	20,922,058
投 資 そ の 他 の 資 産	2,166,453	資 本 金	950,300
投 資 有 価 証 券	1,679,978	資 本 剰 余 金	1,159,444
繰 延 税 金 資 産	52,356	利 益 剰 余 金	20,584,280
そ の 他	584,611	自 己 株 式	△1,771,967
貸 倒 引 当 金	△150,492	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,029,663
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	617,996
		為 替 換 算 調 整 勘 定	330,175
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	81,492
		非 支 配 株 主 持 分	9,088
		純 資 産 合 計	21,960,810
資 産 合 計	28,597,736	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,597,736

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年5月1日から
2026年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,039,083
売上原価	16,146,096
売上総利益	10,892,986
販売費及び一般管理費	8,910,674
営業利益	1,982,311
営業外収入	5,101
受取配当金	34,209
為替差益	92,320
賃貸収入	32,625
スクラップ売却収入	128,032
消耗品の売却収入	55,202
その他	166,206
営業外費用	513,698
支払利息	11,653
賃貸費用	20,131
その他	8,447
経常利益	40,231
特別利益	2,455,778
固定資産売却益	16,220
特別損失	16,220
固定資産除却損	2,279
固定資産売却損	96
税金等調整前当期純利益	2,375
法人税、住民税及び事業税	2,469,623
法人税等調整額	881,082
当期純利益	△24,352
非支配株主に帰属する当期純利益	1,612,894
親会社株主に帰属する当期純利益	237
	1,612,656

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	918,859	1,128,003	19,404,846	△1,619,602	19,832,106
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	31,441	31,441			62,882
自 己 株 式 の 取 得				△152,364	△152,364
剰 余 金 の 配 当			△433,222		△433,222
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,612,656		1,612,656
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	31,441	31,441	1,179,433	△152,364	1,089,951
当 期 末 残 高	950,300	1,159,444	20,584,280	△1,771,967	20,922,058

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	470,698	218,793	8,817	698,309	7,543	20,537,960
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						62,882
自 己 株 式 の 取 得						△152,364
剰 余 金 の 配 当						△433,222
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,612,656
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	147,297	111,381	72,674	331,353	1,544	332,898
当 期 変 動 額 合 計	147,297	111,381	72,674	331,353	1,544	1,422,850
当 期 末 残 高	617,996	330,175	81,492	1,029,663	9,088	21,960,810

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社のうち、トーエルシステム(株)、L P G物流(株)、アルプスウォーター(株)、TOELL U.S.A. CORPORATION、(株)T O Mの5社を連結の対象としております。

2. 持分法の適用に関する事項

T & Nネットサービス(株)、T & Nアグリ(株)の2社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕 掛 品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により算定しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、営業権（主にL Pガス販売店から取得した、小売顧客ヘガスを販売する権利）については、5年にわたり償却しております。

- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④長期前払費用 均等償却
なお、主な償却期間は5年～15年であります。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ③小規模企業等における簡便法の採用 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (イ) エネルギー事業
- L P ガス及び関連器具の小売、卸売並びにこれに付随する配管等工事、保安管理及び顧客サービス業務を行っているほか、生活にかかわるサービスを提供するホームサービス業務を行っております。L P ガスについては、顧客のL P ガス使用量に基づく収益を認識しております。なお、検針日と決算日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積りをしたうえで計上しております。その他の商品及びサービスについては、引渡時点において顧客が当該商品及びサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及びサービスの引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- (ロ) ウォーター事業
- 国産ピュアウォーター「アルピナ」とハワイ産ピュアウォーター「Pure Hawaiian」の製造販売を行っております。これらの商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)44,624千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は347,438千円です。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等を主要な仮定としております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

14,379,674千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	235,475千円
土地	421,072
合計	656,548千円

(注) 上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	20,805,640株	78,800株	一株	20,884,440株

(注) 発行済株式の総数の増加78,800株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,969,874株	190,640株	一株	2,160,514株

(注) 自己株式の増加190,600株は、2025年6月13日開催の取締役会決議による取得110,000株及び2025年12月12日開催の取締役会決議による取得80,600株によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	433,222千円
・1株当たり配当額	23円
・基準日	2025年4月30日
・効力発生日	2025年7月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月24日開催の取締役会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	430,650千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	23円
・基準日	2026年4月30日
・効力発生日	2026年7月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還年数は最長で5年であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は非上場株式（連結貸借対照表計上額65,815千円）であり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券(注1)	250,000	239,841	△10,158
その他有価証券	1,364,162	1,364,162	－
(2) 長期未払金	(157,059)	(111,558)	△45,501
(3) リース債務(注2)	(769,842)	(761,047)	△8,795

*負債に計上されているものについては、() で示しております。

注1 満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	200,000	50,000	－

注2 リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務	287,797	211,457	157,705	82,038	30,844

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	1,364,162	—	—	1,364,162

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	239,841	—	239,841
長期未払金	—	(111,558)	—	(111,558)
リース債務	—	(761,047)	—	(761,047)

*負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。満期保有目的の債券の時価は、取引金融機関から提示される価格に基づいて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

②長期未払金並びにリース債務

これらの時価は、元利金の合計を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	エネルギー事業	ウォーター事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	20,279,841	6,119,175	26,399,016
その他の収益	—	640,066	640,066
外部顧客への売上高	20,279,841	6,759,242	27,039,083

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,038,958
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,258,562

(注) 当社グループの債権は、主に顧客との契約から生じた債権（売掛金）であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,172円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円95銭 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	49,455千円
退職給付に係る負債	177,564
賞与引当金繰入額	73,513
未払事業税	32,958
長期未払金	35,459
ゴルフ会員権評価損	57,736
減価償却費超過額	15,010
税務上の繰越欠損金	300,533
資産除去債務	52,291
関係会社株式評価損	128,709
その他	123,609
繰延税金資産小計	1,046,843千円
評価性引当額	△699,404
繰延税金資産合計	347,438千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△288,016千円
資産除去債務に対応する資産	△14,797
繰延税金負債合計	△302,814千円
繰延税金資産の純額	44,624千円

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	626,119千円
勤務費用	41,784
利息費用	1,878
数理計算上の差異の発生額	△114,255
退職給付の支払額	△35,189
退職給付債務の期末残高	520,337千円

- (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	520,337千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	520,337千円

退職給付に係る負債	520,337千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	520,337千円

- (3) 退職給付費用及びその内訳の金額

勤務費用	41,784千円
利息費用	1,878
数理計算上の差異の費用処理額	3,673
過去勤務費用の費用処理額	△12,297
その他	7,495
確定給付制度に係る退職給付費用	42,533千円

(注) その他は、中小企業退職金共済制度等への掛金拠出額等です。

- (4) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△118,448千円
合計	△118,448千円

- (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	2.57%
-----	-------

3. 簡便法を適用した確定給付制度

- (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	28,166千円
退職給付費用	3,261
退職給付に係る負債の期末残高	31,427千円

- (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	31,427千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,427千円

- (3) 簡便法で計算した退職給付費用 3,261千円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,926,820	流 動 負 債	5,154,643
現 金 及 び 預 金	5,533,013	買 掛 金	2,490,338
電 子 記 録 債 権	36,972	リ ー ス 債 務	287,797
売 掛 金	4,279,821	未 払 金	550,142
商 品 及 び 製 品	1,305,757	未 払 費 用	170,508
仕 掛 品	4,386	未 払 法 人 税	592,938
貯 蔵 品	215,274	預 り	861,351
前 渡 金	32,422	賞 与 引 当 金	132,150
前 払 費 用	63,053	役 員 賞 与 引 当 金	41,800
そ の 他	464,137	そ の 他	27,617
貸 倒 引 当 金	△8,018	固 定 負 債	1,366,873
固 定 資 産	14,638,941	長 期 未 払 金	43,406
有 形 固 定 資 産	9,567,582	リ ー ス 債 務	482,045
建 築 物	1,323,880	退 職 給 付 引 当 金	638,785
構 築 物	168,355	資 産 除 去 債 務	71,046
機 械 及 び 装 置	783,057	そ の 他	131,588
車 輜 及 び 運 搬 具	139,354		
工 具、器 具 及 び 備 品	413,369		
土 地	5,871,891		
リ ー ス 資 産	760,883		
建 設 仮 勘 定	106,790		
無 形 固 定 資 産	680,240	負 債 合 計	6,521,516
営 業 債 権	11,830	純 資 産 の 部	
借 地 権	15,433	株 主 資 本	19,427,547
ソ フ ト ウ ェ ア	571,903	資 本 金	950,300
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	74,561	資 本 剰 余 金	1,131,069
電 話 加 入 権	6,512	資 本 準 備 金	183,148
投 資 そ の 他 の 資 産	4,391,118	そ の 他 資 本 剰 余 金	947,921
投 資 有 価 証 券	1,614,662	利 益 剰 余 金	19,118,145
関 係 会 社 株 式	1,090,607	利 益 準 備 金	127,627
出 資 金	800	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,990,517
長 期 貸 付 金	1,250,134	別 途 積 立 金	4,070,493
破 産 更 生 債 権 等	2,211	繰 越 利 益 剰 余 金	14,920,023
長 期 前 払 費 用	119,902	自 己 株 式	△1,771,967
繰 延 税 金 資 産	14,016	評 価 ・ 換 算 差 額 等	616,698
敷 金 保 証 金	232,134	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	616,698
ゴ ル フ 会 員 権 等	121,184		
そ の 他	95,958		
貸 倒 引 当 金	△150,492	純 資 産 合 計	20,044,246
資 産 合 計	26,565,762	負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,565,762

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 5 月 1 日から
2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上 高					27,071,088
売 上 原 価					16,650,223
売 上 総 利 益					10,420,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					8,704,729
営 業 利 益					1,716,135
営 業 外 収 益					
受 取 利 息 及 び 配 当 金				164,917	
賃 貸 収 入				76,622	
ス ク ラ ッ プ 売 却 収 入				127,906	
消 耗 品 売 却 収 入				55,202	
そ の 他				140,475	565,124
営 業 外 費 用					
支 払 利 息				11,653	
賃 貸 費 用				49,209	
為 替 差 損				5,689	
そ の 他				7,323	73,874
経 常 利 益					2,207,385
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益				15,992	15,992
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損				2,279	
固 定 資 産 売 却 損				96	2,375
税 引 前 当 期 純 利 益					2,221,002
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				761,791	
法 人 税 等 調 整 額				△14,576	747,215
当 期 純 利 益					1,473,787

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 5 月 1 日から)
(2026年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	918,859	151,707	947,921	1,099,628	127,627	4,070,493	13,879,458	18,077,580	△1,619,602	18,476,464
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	31,441	31,441		31,441						62,882
自己株式の取得									△152,364	△152,364
剰余金の配当							△433,222	△433,222		△433,222
当 期 純 利 益							1,473,787	1,473,787		1,473,787
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										－
当期変動額合計	31,441	31,441		31,441			1,040,565	1,040,565	△152,364	951,083
当 期 末 残 高	950,300	183,148	947,921	1,131,069	127,627	4,070,493	14,920,023	19,118,145	△1,771,967	19,427,547

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	470,698	470,698	18,947,163
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			62,882
自己株式の取得			△152,364
剰余金の配当			△433,222
当 期 純 利 益			1,473,787
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	145,999	145,999	145,999
当期変動額合計	145,999	145,999	1,097,082
当 期 末 残 高	616,698	616,698	20,044,246

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により算定しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10年～50年

構築物 10年～15年

機械及び装置 5年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、営業権（主にL Pガス販売店から取得した、小売顧客へガスを販売する権利）については、5年にわたり償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は5年～15年であります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

①退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

②退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（イ）エネルギー事業

L Pガス及び関連器具の小売、卸売並びにこれに付随する配管等工事、保安管理及び顧客サービス業務を行っているほか、生活にかかわるサービスを提供するホームサービス業務を行っております。L Pガスについては、顧客のL Pガス使用量に基づく収益を認識しております。なお、検針日と期末日が相違する場合は、検針日から期末日までの期間の収益を合理的な見積りをしたうえで計上しております。商品及びサービスについては、引渡時点において顧客が当該商品及びサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及びサービスの引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

（ロ）ウォーター事業

国産ピュアウォーター「アルピナ」とハワイ産ピュアウォーター「Pure Hawaiian」の販売を行っております。これらの商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 14,016千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は295,060千円です。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等を主要な仮定としております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、著しい経営環境の悪化等はないと判断しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得を見積るに当たって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	175,030千円
長期金銭債権	1,282,935
短期金銭債務	307,823
長期金銭債務	6,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,150,248千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	235,475千円
土地	421,072
合計	656,548千円

(注) 上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	売上高	119,928千円
	仕入高及び外注費	2,180,787千円
	販売費及び一般管理費	1,873,864千円
(2) 営業取引以外の取引高		65,228千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,969,874株	190,640株	－株	2,160,514株

(注) 自己株式の増加190,600株は、2025年6月13日開催の取締役会決議による取得110,000株及び2025年12月12日開催の取締役会決議による取得80,600株によるものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は 出 資 金 (千円)	事業の内容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アルプス ウォーター(株)	50,000	清涼飲料水 の 製 造	所有 直接100	兼任 4名	アルピナウ ォーターの 仕入	資金の貸付 (注) 1	－	1年以内 返済予定 長期貸付金	130,743
							資金の返済	130,107	長期貸付金	233,327
	TOELL U.S.A. CORPORATION	1,191,203	清涼飲料水 の 製 造	所有 直接66 間接33	兼任 3名	ピュアハワ イアンウオ ーター仕入	資金の貸付 (注) 2	－	長期貸付金	1,000,000
							資金の返済	－		

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. アルプスウォーター(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. TOELL U.S.A. CORPORATIONに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,070円52銭
2. 1株当たり当期純利益 78円55銭

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	49,455千円
退職給付引当金	199,300
賞与引当金繰入額	41,230
未払事業税	27,660
長期未払金	35,459
ゴルフ会員権評価損	57,736
減価償却費超過額	15,010
資産除去債務	22,166
関係会社株式評価損	128,709
その他	115,032

繰延税金資産小計 691,764

評価性引当額 △396,704

繰延税金資産合計 295,060千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△279,665千円
資産除去債務に対応する資産	△1,378

繰延税金負債合計 △281,043千円

繰延税金資産の純額 14,016千円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社トーエル
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 征仁
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 仁士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエルの2025年5月1日から2026年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社トーエル
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員	公認会計士	村田 征仁
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	吉村 仁士
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエルの2025年5月1日から2026年4月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について
も、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

2026年6月24日

株式会社トーエル 監査等委員会

常勤監査等委員 稲 永 昌 也

監 査 等 委 員 谷 口 五 月

監 査 等 委 員 枝 村 和 道

(注) 監査等委員谷口五月及び枝村和道は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定
する社外取締役であります。

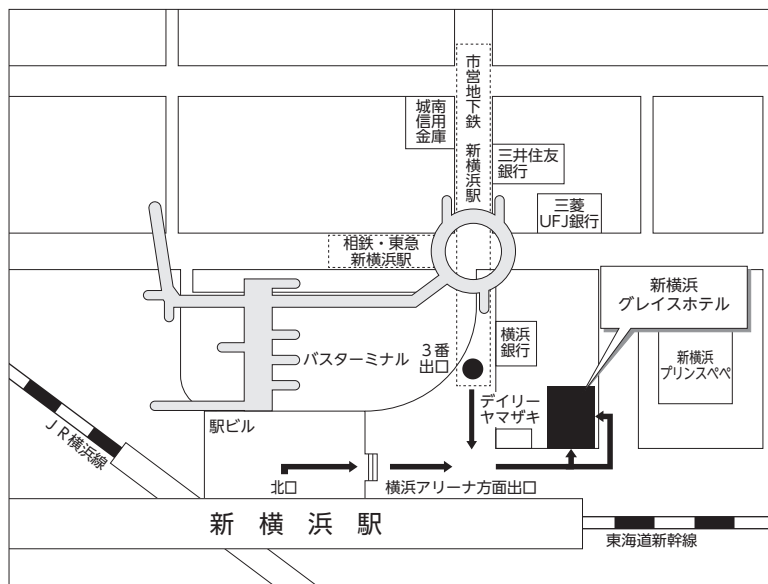
以 上

株主総会会場ご案内図

横浜市港北区新横浜三丁目6番15号

新横浜グレイスホテル 3階「グレイス」

TEL 045-474-5111 (代表)



ご利用いただく交通機関

J R各線・東急新横浜線・相鉄新横浜線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。